

兵庫県阪神南県民センター(西宮土木事務所) 臨時的任用職員採用選考案内

- ・受付期間 令和7年7月1日(火)～令和7年7月7日(月) [必着]
(土曜日、日曜日は閉庁しているため、郵送のみ対応可)
- ・試験日 令和7年7月17日(木)
- ・任用期間 任用開始日～令和8年3月31日(火) (予定)
- ・勤務場所 阪神南県民センター西宮土木事務所(西宮市櫛塚町2-28)

1 臨時的任用職員について

臨時的任用職員とは、西宮土木事務所で、長期休暇を取得した職員の代替として勤務する職員で正規職員と同様の業務に従事します。

2 募集職種、採用予定人員等

職 名	採用予定 人員	主な職務内容	勤務形態
一般事務	1 人	西宮土木事務所で行う一般事務	週38時間45分(7時間45分× 週5日)

※所属長の定める範囲で職務内容が変更となる場合があります。

3 受験資格

- (1) 任用の日に兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所に勤務可能な方
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項のいずれにも該当しない方
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - イ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けていない者(心神耗弱を理由とするものの以外)

4 選考方法

- (1) 口述試験
責任感、コミュニケーション能力、協調性、理解力、知識・技術等について個別面接を行います(一人15～20分程度)。
申込者が多数の場合、書類選考を行い、口述試験対象者を決定する場合があります。
- (2) 試験日
令和7年7月17日(木)
- (3) 場 所
兵庫県西宮庁舎
〒662-0854 西宮市櫛塚町2-28 TEL:0798-39-6120

5 申込先及び申込方法

下記まで郵送又は持参で所定の応募書類(受験申込書及び自己PRカード)を提出してください。受験申込書には顔写真を貼り付けてください。

なお、応募書類は、A 4 縦の片面に印刷し、ホチキス留めなどをせずに提出してください。

【受験申込先】

〒662-0854 西宮市櫛塚町 2-28 TEL:0798-39-6120
兵庫県阪神南県民センター西宮土木事務所工事業務課

- ※ 申込者には、面接試験日時・会場等をメールにより通知しますので、採用選考試験受験申込書に、メールアドレスを必ず明記してください。受信設定が必要な場合は、pref.hyogo.lg.jp を受信できるようにしてください。
- ※ なお、7月15日(火)を過ぎてもメールが届かない場合は7月16日(水)に兵庫県阪神南県民センター総務防災課（総務担当 06-6481-8047）まで電話で照会してください。

6 選考結果

選考試験実施後、9日後程度で文書により通知します。

7 採用予定時期

- (1) 採用日は採用決定後、別途ご連絡します。
- (2) 辞退、欠員等が生じた場合には、補欠合格者の成績上位者から採用します。

8 任用期間

任用開始日～令和8年3月31日（火）（予定）

職員の長期休暇期間に応じて変更となる可能性があります。

9 勤務条件等

(1) 月額給与（給料＋地域手当）

給料は、行政職1級の給料表が適用されます。

区 分	月 額
高校卒	212,783 円（給料月額 194,500 円、地域手当 18,283 円[9.4%]※1）～ ※2
大学卒	246,806 円（給料月額 225,600 円、地域手当 21,206 円[9.4%]※1）～ ※2
上 限	282,361 円（給料月額 258,100 円、地域手当 24,261 円[9.4%]※1）

※1 地域手当の額は、勤務地域により異なります。

（支給割合は給料月額の 9.4%～4.4%（例：西宮市内は 9.4%））

※2 行政機関、民間企業等での経歴に応じて加算される場合があるほか、給与改定によって給料月額が変わることがあります。

※3 報酬額の算定は、採用手続き時に職歴の期間等の証明書類により個別決定します。また、報酬額の個別照会には応じられませんのでご注意ください。

(2) 諸 手 当

扶養手当、住居手当、通勤手当、期末・勤勉手当、超過勤務手当等がそれぞれの規定によって支給されます。

(3) 勤務時間

週 38 時間 45 分（7 時間 45 分 × 週 5 日）

(4) 休 暇

年次有給休暇は任期に応じて年間最大 20 日間となります（引き続き更新された場合、繰り越されます。）。その他、夏季休暇等任用条件に応じた各種休暇・休業制度（有給・無給）の適用があります。

(5) そ の 他

地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。

10 その他

- (1) 受験資格がないこと又は記載した書類や口述した内容に虚偽や不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (2) 地方公務員法に基づく一般職の地方公務員として服務の規定が適用され、かつ、懲戒処分等の対象となります。
- (3) 組織改編等により、配属先や業務内容に変更が生じることがあります。
- (4) 日本国籍を有しない方も応募できますが、就職が制限される在留資格の場合には採用されません。